

社会福祉法人前畑育英会 役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人前畑育英会（以下「法人」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬の支給について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第 2 条 役員の報酬は、常勤の役員については、俸給、通勤手当、及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、報酬及び実費弁償費とする。

(給与の支給)

第 3 条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(給与の支給日)

第 4 条 常勤役員の俸給、通勤手当は、その月の月額的全額を毎月 21 日に、非常勤役員の俸給、通勤手当はその月の分を翌月 21 日に支給する。ただし、支給定日が休日のときは、支給定日の前日（その日が休日に当たるときは、支給定日の前々日）に支給する。

2 期末特別手当は、7 月 10 日、12 月 10 日に支給する。ただし、支給定日が休日に当たるときは、支給定日の前日（その日が休日に当たるときは、支給定日の前々日）に支給する。

(報酬)

第 5 条 役員の俸給、報酬は下記の基準に基づき毎年評議員会で決定する。

理事長俸給	800,000 円以下
理事長を除く常勤理事俸給	80,000 円以下
非常勤理事報酬日額	10,000 円以下
非常勤監事報酬日額	10,000 円以下

(通勤手当)

第 7 条 通勤手当は、一般の職員の通勤手当に準じて支給する。

(期末特別手当)

第 8 条 期末特別手当は、6 月 1 日、12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受ける

べき俸給及び特別調整手当の月額を基準額として職員の給与に関する規定に準じた期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額とする。ただし、法人の業績を勘案し、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(月の中途で就任又は退職した場合の給与)

第 9 条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤役員の就任当月分の給与（俸給及び特別調整手当をいう。以下同じ。）及び月の末日以外の日において退職した常勤役員に退職当月分の給与を支給する場合は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第 10 条 この規程により計算した金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(実施に必要な事項)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から摘要する。
この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から適用する